

特例病床制度による精神病床の設置について（伊勢赤十字病院）

1 病床整備の背景等

(1) 伊勢赤十字病院からの精神病床設置の申出

伊勢赤十字病院から県に対し、精神病床を設置したい旨の申し出がありました。院内における身体的合併症を有する精神疾患患者を集約し、診療を行うことで、患者の負担の軽減や患者への専門的な医療の提供を目的とするもので、その内容は、病床転換により一般病床 655 床のうち 17 床を減らし、新たに精神病床を 9 床設置するものです。

詳細は資料 3 のとおり。

(2) 精神病床の設置にかかる基本的な考え方

精神病床については、基準病床数は、全県域を区分としています。令和 2 年 10 月 1 日現在、基準病床 3,873 床に対し、既存病床が 4,556 床と、683 床上回っており、病床の増床は原則として認められません。

ただし、一般病床に準じて、精神病床についても、特定の病床等の特例（※）により、病床の増床が認められることがあります。

※医療法施行規則第 30 条の 32 の 2 第 1 項に 13 類型が規定

精神病床

アルコールその他の薬物による中毒性精神疾患、
老人性精神疾患、小児精神疾患
その他厚生労働大臣の定める疾患（合併症を伴う精神疾患）に関し、
特殊の診療機能を有する病床

詳細は資料 1 のとおり。

(3) 県内の精神病床の状況

県内では、18 病院が精神病床を有しており、うち 12 病院が精神病床のみを有する病院で、6 病院が一般・療養病床も有する病院です。

しかしながら、整形外科等の幅広い診療科での対応が必要な身体的合併症を伴う精神疾患救急患者を受け入れる病院が少ない状況です。

2 県の考え方

県としましては、伊勢赤十字病院から申出のあった合併症を伴う精神疾患に係る 9 床の病床の設置について、県内における身体的合併症を有する精神疾患患者に関する医療体制をより充実させるために必要と考えています。

また、次のとおり医療計画及び地域医療構想の方向性と一致することから、特例の適用は適当であると考えています。

(1) 医療計画における考え方

第 7 次三重県医療計画においては、精神疾患対策として、身体合併症について、「高齢化の進展に伴い、今後、身体合併症患者の増加が予想されます。一般医療と精神医療の連携を深め、身体合併症に対応できる仕組みづくりに取り組む必要があります。」と記載しており、急性期の一般病床を有する病院への精神病床の設置は、この方向性に合致するものであると考えています。

(2) 地域医療構想との整合について

地域医療構想においても、精神科医療と一般医療の連携の重要性について言及されており、また、高度急性期や急性期の病床が過剰となっている伊勢志摩区域において、伊勢赤十字病院が結果として一般病床を17床減ずることは、同構想の達成に向けた方向性に合致すると考えています。